

流山市農業委員会
令和5年第13回
総会議事録

令和5年12月11日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和5年第13回総会議事録

1 期　　日　　令和5年12月11日(月)
2 場　　所　　流山市役所 305会議室
3 議長名　　水代 啓司
4 署名委員　3番 池田 操代
　　　　　　4番 金子 文雄

5 出席農業委員(委員11名)

1番 鈴田 徹	2番 矢口 優子
3番 池田 操代	4番 金子 文雄
5番 鈴木 亨	6番 金子 孝博
7番 中嶋 清	8番 小菅 康男
9番 石井 保	
11番 山崎 日出男	12番 水代 啓司

6 欠席農業委員(委員1名)

10番 岡田 長政

7 出席農地利用最適化推進委員(委員3名)

1地区 藍川 治助	2地区 森田 元彦
1地区 染谷 文夫	

8 欠席農地利用最適化推進委員(委員1名)

2地区 海老原 節雄

9 書記名 事務局主事 窪田 優成

10 事務局 事務局長 恩田 一成
　　　　事務局次長 染谷 晃
　　　　事務局会計年度任用職員 齊藤 恒夫

11 会議目次

議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について	1
議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)	3
議案第58号 農用地利用集積計画の決定について	5
議案第59号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	8
議案第60号 農地所有適格法人報告書の提出について	10
議案第61号 令和6年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について	12
報告第36号 合意解約の通知について	15
報告第37号 専決処理の報告について	16

▲開会 午後4時00分

○水代会長 それでは、ただ今から令和5年第13回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることを御報告いたします。

なお、10番 岡田委員並びに海老原推進委員から欠席の旨届出がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

3番 池田委員、4番 金子文雄委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、窪田主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

○染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第61号「令和6年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について」までの6議案について、御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第36号「合意解約の通知について」から報告第37号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第56号

農地法第3条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があつたので審議を求める。

令和5年12月11日提出

今月の申請は1件です。

権利者は流山市小屋の方で、職業は農業です。

申請地は、小屋の畠1筆、面積453平方メートルです。

申請事由は、経営規模拡大のため、売買にて所有権を取得するものです。

議案案内図は、1ページにございますので併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告
いたします。

今月の案件は1件です。

本案については、現地調査および権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の北西約1.5キロメートルに位置している畠1筆で、面積は453平方メートルです。

申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、300万円です。

申請地の畠は、投影している写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約1.1ヘクタールです。

農業従事者は5名で、農業従事日数は300日です。

今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れること、また農業従事日数を満たしていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○水代会長 私から1点お聞きします。

畠を貸付している状況でも経営規模拡大とみるのですか。

○山崎委員長 大作さんの貸しているのは、田んぼです。

機械が壊れたり、新たに購入するのであれば、水稻は貸し付けた方がいいという
ことで田は貸付けております。

○水代会長 ほかに質問はございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第56号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時
転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の2ページを御覧ください。

議案第57号

農地法第5の規定による許可申請について(一時転用)

次のとおり、許可申請があつたので審議を求める。

令和5年12月11日提出

今月の申請は1件です。権利者は、流山市名都借に所在する社会福祉法人です。

申請がありました土地は、名都借の現況畠1筆 転用面積1,070平方メートルで
す。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的は仮設園舎を建築するための一時転用
です。

一時転用の期間は、令和7年7月31日までです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の3ページと4ページ
にございますので併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求める。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転
用)」を御報告いたします。

今月の案件は、一時転用によるものが1件です。

本案についても、現地調査と権利者及び、その関係者からヒアリングを行っており
ます。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、常磐線南柏駅の北西約1.4キロメートルに位置し、周囲は市街化区域に近接した小規模な田畠と住宅が混在している地域です。

そのため、『宅地化の状況が、第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地で、おおむね10ヘクタール未満の農地』として第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は、賃借権の設定です。

転用目的は、仮設園舎を建築するものであり、転用期間は令和7年7月31日までの予定です。

権利者は、流山市名都借に所在する社会福祉法人で、昭和55年に設立されております。

事業内容としては、保育園の設置、運営を行っています。

申請理由につきましては、今回申請地の東側に所有する保育園を昭和55年に建設しており、建築後40年以上経過することから、耐震性や安全性を考慮して改修することとなりました。

園の改修工事に伴い、近隣で仮設保育園を建築しようと用地を求めていたところ、土地所有者の協力が得られたことから、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

建築面積552.02平方メートルの鉄骨造、平屋の仮設園舎を建築する計画です。

土砂等の流出対策については、外周に高さ30センチの土留めを設置する計画です。

また、排水対策については、雨水は浸透枡にて自然浸透とし、汚水は、東側の既存保育園の公共污水枡に接続し、污水管に排水することでした。

申請地の現況につきましては、写真のとおり申請地周辺の北側は田、東側は道路、その他は現況畠となっています。

次に、周辺農地所有者への説明状況についてですが、隣接農地の所有者に、仮設園舎を建築する旨を説明したところ、特に意見はなかったということでした。

次に、資金計画ですが、土地の賃料は月19万4200円、整備費、建設費が約7,600万円で、全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては該当ありません。

また、復元計画については、耕作用に整地し返却することを所有者に説明済みとのことでした。

以上、権利者および申請関係者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、一時転用の妥当性に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

○水代会長 私から1問お聞きします。建設費7,600万円について、仮設工事費用で7,600万円かかるのですか。

○染谷次長 仮設工事で7,600万円かかるということです。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第57号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第58号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の3ページをお開きください。

議案第58号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和5年12月11日提出

今月の申請は新規が2件、更新が15件です。

始めに、議案の1番の権利者は、流山市西深井に本店を置く法人です。

対象となる農地は、西深井の畠1筆 面積978平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により6年間で権利の種類は賃貸借です。

議案案内図は、5ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案の2番から議案書6ページの7番と、議案書9ページの14番から議案書10ページの15番の権利者が同一のため、一括して御説明いたします。

権利者は流山市下花輪にお住まいの方で、職業は兼農です。

対象となる農地は、議案2番から7番は、西深井の田2筆と平方の田7筆、議案14番と15番は、中野久木の田7筆の合計16筆、合計面積13,042平方メートルです。

利用権の設定期間は、2番は新規により6年間、3番から7番と14番から15番は、相手を変更しての更新により6年間です。

権利の種類は、すべて賃貸借です。

議案案内図は、6ページから8ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案書6ページの8番から議案書8ページの12番と、議案書10ページの16

番の権利者は同一のため一括して御説明いたします。

権利者は流山市南にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、平方の田6筆と中野久木の田5筆の合計11筆は、合計面積は10,314平方メートルです。

利用権の設定期間は、8番から12番は、相手を変更しての更新により6年間で、16番は更新により6年間です。

権利の種類は、すべて賃貸借です。

議案案内図は、7ページから8ページにございますので、併せて御参照ください。

続いて、議案書9頁の議案13番の権利者は流山東深井にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、平方の田1筆で、面積1,031平方メートルです。

利用権の設定期間は、相手を変更しての更新により3年間で、権利の種類は賃貸借です。

議案案内図は、7ページにございますので、併せて御参照ください。

最後に、議案書11頁の議案17番の権利者は流山市下花輪にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、桐ヶ谷の畠1筆で面積は694平方メートルです。

利用権の設定期間は、相手を変更しての更新により3年間で、権利の種類は賃貸借です。

議案案内図は、9ページにございますので、併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第58号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が2件、更新が15件です。

始めに1番ですが、新たに6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者は、西深井に本店を置く、農地所有適格法人です。

農業従事者は4名で、農業従事日数は220日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり耕起済みとなっております。

次に、議案2番から7番と、議案14番から15番の権利者が同一のため一括して御報告します。

本件については、2番は新たに6年間、3番から7番と14番から15番は、相手を変更して6年間の利用権を設定するものです。

権利者の職業は兼農で年齢は60歳です。

農業従事者は3名で、農業従事日数は150日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり全て稲刈済みの状態でした。

次に、議案8番から12番と、議案16番ですが、権利者が同一のため一括して御報告します。

本件については、8番から12番は相手を変更して6年間、16番については引き続き6年間の利用権を設定するものです。

権利者の職業は、農業で年齢は61歳です。

農業従事者は、3名で農業従事日数は300日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、全て稲刈済みの状態でした。

続いて、議案13番ですが、相手を変更して3年間の利用権を設定するものです。

権利者の職業は農業で年齢は69歳です。

農業従事者は3名で、農業従事日数は240日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。

最後に、17番ですが、相手を変更して3年間の利用権を設定するものです。

権利者の職業は、農業で年齢は25歳です。

農業従事者は、3名で農業従事日数は300日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

以上のことともとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保及び農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございました。

なお、本案の8番から12番と16番については、鈴木委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により関係委員の退席を願い審議いたします。

鈴木委員の退席を求めます。

(午後4時22分 鈴木委員退席)

○水代会長 これより、本案の8番から12番と16番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の8番から12番と16番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第58号の8番から12番と16番については、承認することに決定いたしました。

鈴木委員の除斥を解きます。

(午後4時24分 鈴木委員入室)

○水代会長 続いて、本案の1番から7番、13番から15番と17番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。
(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の1番から7番、13番から15番と17番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第58号の1番から7番、13番から15番と17番までについて承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第59号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の13ページをお開きください。

議案第59号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
次のとおり、現況証明願いがあつたので審議を求める。

令和5年12月11日提出

今月の申請は3件です。

1番の申請者は、流山市西深井にお住まいの方です。

申請地は、西深井の登記地目 畑1筆、面積は566平方メートルで、変更後の地目につきましては宅地です。

議案案内図は、11ページと12ページにございますので、併せて御参照ください。

2番の申請者は、流山市平方にお住まいの方2名です。

申請地は、平方の登記地目 畑3筆、面積は75.4平方メートルで、変更後の地目につきましては、宅地です。

議案案内図は、13ページと14ページにございますので、併せて御参照ください。

3番の申請者は、流山市古間木にお住まいの方です。

申請地は、古間木の登記地目 畑1筆、面積は3.3平方メートルで、変更後の地目につきましては、宅地です。

議案案内図は、15ページと16ページにございますので、併せて御参照ください。

3件とも、現況が宅地として20年以上経過していることから、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるため願出があつたものです。

御説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第59号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は3件です。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

始めに、1番について報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の南西1.2キロメートルに位置している土地です。

申請者が平成10年に相続により取得した土地で、昭和54年頃から、配置図のように宅地として使用しているとのことでした。

現況については、投影している写真のとおりとなっています。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成14年5月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、2番について報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の南西約2.2キロメートルに位置している土地です。

申請者が昭和56年から昭和58年にかけて、相続により取得した土地で、平成元年頃から、配置図のように宅地として使用しているとのことでした。

現況については、投影している写真のとおりとなっています。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成10年3月に撮影された航空写真が添付されておりました。

最後に、3番について報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の東約1.3キロメートルに位置している土地です。

申請者が平成11年に相続により取得した土地で、昭和41年頃から配置図のように宅地として使用しているとのことでした。

現況については、投影している写真のとおりとなっています。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております昭和54年10月に撮影された航空写真が添付されておりました。

3件とも、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畠となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため願出があつたものです。

以上のことをもとに審議したところ、本案についてはすべて、今から20年以上は宅地として利用されていることが確認できるため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第59号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第60号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の14ページをお開きください。

議案第60号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和5年12月11日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものであります。

法人は、流山市松ヶ丘にあります令和4年に設立した農地所有適格法人です。

法人の事業年度は、令和4年8月1日から令和5年7月31までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料を御覧ください。

この資料は、法人から提出いただきました報告書をもとに作成しております。

確認書の表に、令和5年10月26日と書かれている欄が、今回報告のあった箇所ですので、この欄を縦に御覧ください。

経営面積は、0.305ヘクタールです。

法人形態は、非公開の株式会社です。

事業の種類は、農産物の生産・販売および農作業等の受託です。

売上高は、全体が農業に関する売上げで占めておりました。

構成員は、農業の常時従事者が法人の構成員です。

また、業務執行役員は、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとな

っており、当該法人の役員は1名であり、従事日数は、193日で常時従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきました。

当該法人の農地の位置図は、議案案内図の17ページになります。

御説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第60号「農地所有適格法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案については、配付資料の「農地所有適格法人要件確認書」に基づき審査を行いました。

その結果、農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件について、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆森田推進委員 新規で農業を行うということで、現地を見に行つたのですが、椎茸栽培を行い始めたのですか。

○事務局(染谷次長) この法人は、菌床栽培で椎茸をメインにもう栽培しております。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

◆染谷推進委員 10名の従業者で売り上げが約900万円であると、1人当たり10万円以下となりますが、農業をやっていけるのですか。

○事務局(染谷次長) 議決権数が10ということで、役員も従事も1人で行っています。

また、パート従業員もなしで、家族で全て賄っていると聞いております。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第60号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第61号「令和6年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の15ページをお開きください。

議案第61号

令和6年度 流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について

農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、令和6年度流山市農地等利用最適化推進施策について、別紙のとおり意見する。

令和5年12月11日提出

始めに、農地等利用最適化推進施策に関する意見は、農業委員会等に関する法律の規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため、農地等利用最適化推進施策の改善について、意見を提出することができます。

流山市農業委員会では、これに基づき、市長に対して意見書を毎年12月に提出しております。

今回、委員の皆さまからいただきました御意見等をもとに、総合農政検討委員会の皆さまに御検討を重ねていただき、その案がまとまりましたことから、本日の総会に上程をさせていただいたものであります。

次に、皆様のお手元に配布させていただきました資料の中で「令和6年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見」を朗読させていただきたいと思いますので、資料を御覧いただきたいと思います。

(資料朗読)

令和6年度 流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見(案)

令和5年12月11日

1 農業経営改善の充実

(1) 安定的な営農活動への支援

認定農業者や積極的に販売や出荷に取り組む農業者が、これから流山市の農業を支えていく。

これら農業者が、農業経営環境を整え、今後も安定した営農活動を維持できるよう、機械や施設投資への助成の一層の充実を図ること。

生産資材や燃料費等の価格高騰により、営農が困難になることのないよう、経済環境の変化に応じた支援策を講じること。

また、農業者の経営努力に生かせる有益な情報の提供に努めること。

安全な農作業環境を維持するため、農道、水路等の補修整備に対応できるよう、予算確保を含め、取り組むこと。

新川耕地では、周辺の開発に伴い、営農環境が大きく変化している。

農耕車走行への配慮看板の設置や交差点への信号設置等の交通安全対策、水質管理や監視等の水利環境を維持する対策を実施すること。

(2) 担い手への農地の集積・集約化及び担い手・後継者の育成

これまで農地の集積・集約化に取り組んできたが、その担い手にも高齢化の波が押し寄せてきている。

地権者及び担い手に対して、今後の土地利用や営農意向を含めた意向確認を行い、今後の方向性を示すこと。

水稻においては、一部の担い手への偏りによる負担が年々大きくなっているところである。

営農が困難になった農地を引き受ける等、地域農業に大きな役割を果たしている担い手に対しては、さらなる支援措置の対象となるよう検討すること。

また、担い手や後継者の育成については、これまでの考え方とらわれない、新たな考え方を取り入れて進められたい。

2 農業への理解の促進

(1) 地産地消の推進

直売所での地場産農産物の直接販売は、消費者にとっても「顔が見える関係」で生産状況も確かめられるなど、地産地消の推進において重要な部分を担っている。

交通アクセスのよい場所への設置や特色のある農産物や商品等に特化したショップについての検討、取扱い農産物を多様化するために農業者が珍しいものや新しい品種の生産に取り組めるような支援策、加工品製造への一体的な取り組みなど、他の農産物直売所との違いをアピールし、集客や購買力を高める方策について関係機関を含めて、検討すること。

市内農産物について認知度を高めるため、市民まつりをはじめとする各種イベントでの市内産農産物のアピールのほかにも、農業者が行う体験農園や収穫体験事業の支援、生産者と消費者とが意見交換できる場を設けるなどの機会を増やすよう努めること。

食育への取組みとして、学校給食への市内産農産物を引き続き使用するとともに、より多くの学校に安定して供給できる集荷や納品等の仕組みづくりについて、検討すること。

また、小中学生を対象にした農業体験や農業を取り入れた授業など、食と生命の大しさが伝えられるよう、食育に関連した教育に努めること。

(2) 市民の都市農業への理解

市街地にある農地は、緑の保全や災害時の避難場所等の機能も併せ持つが、営農には周辺住民の理解が重要である。

より良い農作物の生産のためには、施肥や薬剤散布等が必要であり、農業者も極力周辺住民の方々に配慮しているが、影響を皆無とすることはできないところである。

農作業について市民の方にも御理解、御協力いただけるよう、市としても働きかけ

を行っていただきたい。

宅地化の進行により農業残渣の処理について、従来のような焼却等による処分が困難になっている。

クリーンセンターやエコセンターへの搬入処分費補助の検討をお願いしたい。

意見(案)の御説明につきましては、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、総合農政検討委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

○石井委員長 議案第61号「令和6年度 流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について」を御報告いたします。

本案につきましては、10月から11月の総会開催前に、総合農政検討委員会を開催し、検討を行いました。

また、この意見書の作成に当たりましては、農業委員、推進委員の皆さまから、全部で12件の御意見を頂戴しました。

御意見の内訳としては、1の「農業経営改善の充実」については4件の御意見がありました。

また、2の「農業への理解の促進」については8件の御意見がありました。

これらの意見を参考に、内容を検討し、「令和6年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見」の案について別紙のとおり取りまとめました。

御報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆藍川推進委員 この意見に対する回答はあるのか。

○染谷次長 農業振興課長から毎年総会後の全員協議会で説明を行っております。

毎年、市の執行部からその説明がなされているということです。

◆藍川推進委員 具体的に農業委員会に回答はなされていないのですか。

○染谷次長 農業委員会法によると、農業委員会は市長に意見を提出できると規定があり、これに回答しなければならないという規定はありません。

皆様から大事な意見を頂いておりますので、翌年にこんな形で進めていると、農業振興課長から説明をしております。

農業委員が公選制のときには、建議という形でしたので、市から答申という形でお答えしていたと思います。

今は、新しい農業委員制度にかわりまして、特に答申ということではなく、総会終了後の全員協議会で説明をしている形であります。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、原案のとおり意見を提出することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第61号については、原案のとおり意見を提出することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第36号「合意解約の通知について」報告を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の16ページを御覧ください。

報告第36号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

令和5年12月11日報告

合意解約が行われました農地は、西深井、平方、中野久木にあります田31筆、面積は合わせて23,381平方メートルです。

合意解約通知書の受付日は、1番から11番が令和5年10月30日、12番と13番が令和5年11月10日です。

議案案内図につきましては、18ページから20ページにございますので、併せて御参照ください。

今月の合意解約の報告は以上です。

よろしくお願ひいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第37号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の19ページをお開きください。

報告第37号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月11日報告

最初に1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。 今月の農地法第4条の届出の報告は、6件、7筆、面積5,187.46平方メートルで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、14件 17筆 面積6,306.04平方メートルで、添付書類も含め完備しておりますので事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の20ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が6件です。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が12件、その他の建物施設用地が2件の計14件の届出がありました。

今月の専決処理の御報告は、以上です。

よろしくお願ひいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和5年第13回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時55分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和5年12月11日

流山市農業委員会長

水代啓司

流山市農業委員会委員

池田操代

流山市農業委員会委員

金子文雄